

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警視庁刑事部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁捜一発第99号
令和5年7月20日
警察庁刑事局捜査第一課長

被害者の心情に配慮した性犯罪捜査指導體制に係る留意事項について(通達)
性犯罪捜査における基本方針等については、「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の更なる推進について(通達)」(令和5年7月20日付け警察庁丙捜一発第13号ほか)により示達したところであるが、同通達で示した性犯罪捜査指導體制に係る留意事項は下記のとおりであるので、遺漏のないようにされたい。

なお、「性犯罪捜査指導官の指定等に係る留意事項について(通達)」(平成31年3月29日付け警察庁丁捜一発第35号)、「性犯罪捜査における適切な証拠保全について(通達)」(令和元年7月31日付け警察庁丁捜一発第49号)、「被害者の心情に配慮した適切な実況見分等の実施について(通達)」(令和2年1月9日付け警察庁丁捜一発第1号ほか)及び「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の徹底について(通達)」(令和3年5月21日付け警察庁丁捜一発第51号ほか)は廃止する。

記

1 警察本部における指導體制の整備

各都道府県警察の刑事部捜査第一課及び方面本部捜査課(以下「本部主管課」という。)は、性犯罪捜査に係る指導等を確実に効果的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、性犯罪の実情等を勘案し、柔軟な捜査員の配置を検討すること。

2 性犯罪捜査指導官の指定及び運用

(1) 性犯罪捜査指導官の指定

性犯罪捜査指導官には、その知識、経験等に鑑み適任であると認められる者を充てること。

なお、性犯罪捜査指導官は、可能な限り専従とすることが望ましいが、各都道府県警察の実情からこれにより難しい場合は、本部主管課の警視又は警部に兼務させることもやむを得ない。ただし、本部主管課の次席(次席相当職を含む。)に兼務させることは避けるものとする。

(2) 性犯罪捜査指導官の任務

性犯罪捜査指導官は、性犯罪捜査に係る専門的な知見に基づき、次の事項を実施する。その際、性犯罪捜査指導官の統括の下に性犯罪捜査指導を担当する係等を設置するものとする。

ア 性犯罪の被害者からの事情聴取、証拠採取等が適切に行われるよう、性犯罪捜査に係る指揮、指導、調整等を行うこと。

- イ 性犯罪捜査を効果的に行うため、性犯罪の発生状況等の集約、分析等を行うほか、性犯罪に発展するおそれのある色情盗、のぞき、住居侵入等の犯罪及び子供や女性を対象とする声掛け、つきまとい等の前兆事案の発生状況等について把握すること。
- ウ 性犯罪に係る捜査本部が設置された場合は、捜査本部員として事件主管課長等を補佐し、また、捜査本部に準じた体制がとられた場合には、自ら捜査を主宰するなど事件捜査に参画すること。
- エ 性犯罪捜査全般の知見を有する捜査員の育成を図ること。
- オ 性犯罪への適正かつ組織的な対応が行われるよう、職員に必要な指導教養等を行うこと。
- カ 広報担当者と連携し、性犯罪の被害者のプライバシー等に配慮した適切な広報に努めること。
- キ 検察庁、医療機関、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、犯罪被害者支援団体等（以下「関係機関」という。）との連携を図ること。
- ク その他、性犯罪捜査を推進する上で必要な施策の企画立案を行うこと。

3 性犯罪指定捜査員の指定及び運用

(1) 性犯罪指定捜査員の指定

性犯罪指定捜査員の指定に当たっては、捜査過程において性犯罪の被害者が希望する性別の警察職員が対応できるよう、男性及び女性の双方を指定するとともに、次の事項について研修・教養を受けている者を指定すること。

- ア 性犯罪の被害者からの事情聴取、証拠採取等に係る留意事項
- イ 性犯罪の被害者を立会人とした実況見分、被害状況の再現等（以下「実況見分等」という。）に係る留意事項
- ウ 性犯罪の被害者の心理状態に係る知識
- エ 二次的被害の防止に係る知識
- オ 性感染症等に係る知識
- カ 被害者支援制度に係る知識
- キ 関係機関との連携に係る知識

(2) 性犯罪指定捜査員の任務

性犯罪指定捜査員は、性犯罪捜査に係る知見に基づき、次の事項について、自ら実施するほか、他の捜査員への指導・助言を行う。

- ア 性犯罪の被害者からの事情聴取、証拠採取等
- イ 性犯罪の被害者を立会人とした実況見分等
- ウ 性犯罪の被害者に対する刑事手続や被害者支援制度等についての説明
- エ その他、性犯罪捜査を適切に推進する上で必要となる活動

(3) 性犯罪指定捜査員に対する研修・教養の実施

本部主管課においては、性犯罪指定捜査員を掌握するとともに、性犯罪指定捜査員の能力の維持・向上に向けた研修・教養を継続的に行うこと。

なお、性犯罪指定捜査員に対する研修・教養に際しては、性犯罪の被害者からの事情聴取及び証拠採取に係る実践的な内容や、障害者や男性等を含めた多様な被害者への対応要領のほか、関係機関との合同での研修や講師の相互派遣等の実施に配慮すること。